

第50号議案

加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件

加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い決定す

る。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。)第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条」とあるのは、「勤務時間条例第22条第1項、第23条及び第24条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第7条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第8条 フルタイム会計年度任用職員が、加東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年加東市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)第20条第1項及び第23条第1項に規定する勤務時間中に勤務しない場合においては、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない時間1時間につき、第7条の規定により読み替えて準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 第12条の規定により読み替えて準用する給与条例第27条に規定する休日
- (2) 勤務時間条例第27条に規定する年次有給休暇の期間
- (3) 勤務時間条例第27条の2に規定する病気休暇の期間
- (4) 勤務時間条例第28条に規定する特別休暇の期間(ただし、規則で定める特別休暇の期間は除く。)
- (5) 加東市職務に専念する義務の特例に関する条例(平成18年加東市条例第30号)第2条の規定により職務に専念する義務を免除された期間

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第9条 給与条例第21条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第10条 給与条例第24条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 勤務時間条例第20条第1項及び第23条第1項に規定する勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条の規定により読み替えて準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したフ

フルタイム会計年度任用職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条の規定により読み替えて準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第24条の規定により、あらかじめ同条例第23条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第7条の規定により読み替えて準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第12条 給与条例第27条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第27条中「第11条及び第12条第1項」とあるのは「第24条の2及び第25条」と、「第16条」とあるのは「加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加東市条例第 号)第7条の規定により読み替えて準用する第16条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第13条 給与条例第28条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第28条中「第16条」とあるのは「加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条の規定により読み替えて準用する第16条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第14条 給与条例第29条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「第26条、第27条及び第28条」とあるのは、「加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条、第12条の規定により読み替えて準用する第27条及び第13条の規定により読み替えて準用する第28条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第31条から第33条までの規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタ

イム会計年度任用職員について準用する。

- 2 任期の定めが6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計（規則で定める任命権者に任用された期間のみ通算できるものとする。次項及び第24条において同じ。）が6箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 3 前2項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第20条第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第17条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務時間に応じて支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外ときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第18条 第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に

掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に要勤務日数（当該勤務の属する年度の日数から日曜日、土曜日及び休日（勤務時間条例第24条の2に規定する休日をいい、日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じて得た日数をいう。）を乗じたもので除した額
- (2) 時間額による報酬 第16条第2項の規定により計算して得た額
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第19条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が、当該職員について定められた勤務時間中に勤務しない場合においては、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない時間1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- (1) 第22条第1項に規定する休日
- (2) 勤務時間条例第27条に規定する年次有給休暇の期間
- (3) 勤務時間条例第27条の2に規定する病気休暇の期間
- (4) 勤務時間条例第28条に規定する特別休暇の期間（ただし、規則で定める特別休暇の期間は除く。）
- (5) 加東市職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除された期間
（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第20条 加東市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年加東市条例第44号）に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第21条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分

の125) を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。

次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第24条の規定により、あらかじめ同条例第22条第2項又は第23条の規定に基づき割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第22条 勤務時間条例第24条の2及び第25条に規定する休日及び休日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第23条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの

報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第31条から第33条までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第31条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（報酬が時間額で定められている者にあつては、1日当たりの報酬の額（1週間の勤務時間を5で除して得た時間に1時間当たりの報酬額を乗じた額）に21を乗じた額とする。）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第25条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第26条 給与条例第21条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「通勤手当」とあるのは、「通勤に係る費用弁償」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により通勤に係る費用弁償を支出することとされたパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第21条第1項第1号に掲げる職員 運賃等(同号に規定する運賃等をいう。以下同じ。)、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した1日の運賃等に、当該月に通勤した回数に乗じて得た額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。)

(2) 給与条例第21条第1項第2号に掲げる職員 給与条例第21条第2項第2号に定める通勤手当月額を21で除した額に、当該月に通勤した回数に乗じて得た額(その額

が同号アからスまでに定める通勤手当月額を超えるときは、当該額とする。)

(3) 給与条例第21条第1項第3号に掲げる職員 運賃等及び使用距離の区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円とする。）

3 通勤に係る費用弁償の支給に関して必要な事項は、規則で定める。

4 通勤に係る費用弁償を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、加東市職員等の旅費に関する条例（平成18年加東市条例第45号）の例による。

(給与からの控除)

第28条 次に掲げる掛金等については、給与から控除することができる。

(1) 兵庫県市町村職員共済組合の団体取扱いに係る積立貯金、貸付金、生命保険料及び損害保険料

(2) 加東市職員互助会の会員の掛金

(3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が認めたもの

(給与等の口座振込み)

第29条 給与条例第15条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「給与」とあるのは、「給与及び費用弁償」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

給料表

職種	行政職			技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
	1級	2級	3級			
職務の級	1級	2級	3級	1級	1級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	144,100	194,000	230,000	141,900	186,900	190,500
2	145,200	195,800	231,600	142,900	188,500	192,600
3	146,400	197,600	233,100	143,900	190,100	194,700

4	147,500	199,400	234,700	144,900	191,700	196,700
5	148,600	200,900	236,100	146,000	193,200	198,800
6	149,700	202,700	237,800	147,200	194,700	201,100
7	150,800	204,500	239,300	148,400	196,300	203,400
8	151,900	206,300	240,900	149,600	197,800	205,700
9	153,000	207,900	242,100	150,700	199,400	208,100
10	154,400	209,700	243,600	151,900	201,100	209,500
11	155,700	211,500	245,200	153,100	202,700	210,900
12	157,000	213,300	246,600	154,300	204,400	212,100
13	158,300	214,700	248,100	155,500	205,800	213,500
14	159,800	216,500	249,600	157,000	207,400	214,900
15	161,300	218,200	250,900	158,500	209,000	216,400
16	162,900	220,000	252,300	160,000	210,600	217,600
17	164,200	221,700	253,800	161,400	212,000	219,000
18	165,700	223,400	255,400	162,900	213,600	220,500
19	167,200	225,000	257,100	164,400	215,300	222,000
20	168,700	226,600	258,900	165,900	217,000	223,500
21	170,100	228,000	260,500	167,400	218,300	224,700
22	172,800	229,700	262,300	169,200	219,800	226,400
23	175,400	231,300	264,000	171,000	221,200	228,100
24	178,000	232,900	265,700	172,800	222,700	229,800
25	180,700	234,000	267,600	174,600	224,100	231,100
26	182,400	235,500	269,500	176,300	225,500	232,800
27	184,000	236,900	271,300	178,000	226,800	234,500
28	185,700	238,200	273,100	179,700	228,100	236,200
29	187,200	239,500	274,800	181,900	229,400	237,800
30	188,900	240,700	276,700	183,400	230,800	239,200
31	190,700	241,700	278,600	184,900	232,300	240,500
32	192,400	242,900	280,300	186,300	233,700	241,600
33	194,000	244,200	281,800	187,600	234,800	242,800
34	195,400	245,300	283,700	189,100	236,100	243,900
35	196,900	246,500	285,500	190,500	237,100	244,800
36	198,400	247,800	287,400	191,800	238,400	245,900
37	199,700	248,700	289,000	193,200	239,800	246,800

38	201,000	250,100	290,700	194,200	241,100	247,900
39	202,200	251,500	292,500	195,500	242,200	248,800
40	203,500	252,900	294,300	196,600	243,500	249,900
41	204,800	254,300	295,800	197,800	244,800	250,400
42	206,100	255,700	297,500	198,900	245,900	251,300
43	207,400	257,100	299,000	200,000	247,100	252,200
44	208,700	258,400	300,600	201,100	248,200	253,100
45	209,800	259,600	302,200	203,600	249,300	253,900
46	211,100	260,900	303,900	204,800	250,700	254,900
47	212,400	262,300	305,500	206,200	252,200	255,800
48	213,700	263,600	307,200	207,500	253,500	256,800
49	214,800	264,700	308,100	208,800	255,100	257,800
50	215,900	265,800	309,600	210,200	256,500	258,900
51	216,900	267,100	311,100	211,600	257,900	260,100
52	218,000	268,400	312,700	213,000	259,200	261,300
53	219,100	269,400	314,300	214,300	260,300	262,400
54	220,100	270,500	315,900	215,900	261,700	263,900
55	221,000	271,800	317,500	217,500	263,100	265,300
56	222,000	273,100	319,000	218,900	264,400	266,700
57	222,400	274,000	320,500	220,100	265,200	268,200
58	223,300	275,000	321,700	221,600	266,500	269,800
59	224,100	275,900	322,900	223,100	267,800	271,300
60	224,900	277,000	324,100	224,400	269,100	272,800
61	225,600	278,100	324,800	225,300	270,000	274,200
62	226,600	279,100	325,700	226,000	271,200	275,700
63	227,400	280,000	326,500	226,900	272,500	277,200
64	228,300	281,000	327,300	227,900	273,800	278,500
65	229,000	281,500	328,200	228,800	274,600	279,900
66	229,800	282,400	328,600	230,300	275,700	281,400
67	230,700	283,100	329,300	231,600	276,600	282,900
68	231,700	284,000	330,100	232,700	277,700	284,400
69	232,400	285,000	330,900	234,100	278,700	285,500
70	233,100	285,800	331,600	235,400	279,700	287,000
71	233,700	286,600	332,300	236,700	280,800	288,500

72	234,500	287,400	333,000	238,000	281,900	289,900
73	235,300	288,200	333,500	238,900	282,500	290,900
74	236,000	288,700	334,100	240,100	283,200	292,300
75	236,700	289,100	334,600	241,400	283,700	293,500
76	237,300	289,600	335,200	242,600	284,500	294,800
77	238,000	289,800	335,500	243,700	285,300	296,200
78	238,800	290,100	336,000	245,000	285,900	297,500
79	239,600	290,300	336,400	246,100	286,500	298,700
80	240,300	290,700	336,900	247,300	287,100	300,000
81	240,800	290,900	337,300	250,100	287,800	300,500
82	241,500	291,100	337,800	251,300	288,300	301,700
83	242,200	291,500	338,300	252,400	288,700	302,800
84	242,900	291,800	338,800	253,600	289,100	304,000
85	243,500	292,100	339,100	254,500	289,300	305,100
86	244,200	292,400	339,500	255,800	289,500	306,300
87	244,900	292,700	340,000	256,900	289,700	307,500
88	245,600	293,100	340,400	258,100	289,900	308,600
89	246,100	293,400	340,700	259,200	290,300	309,900
90	246,600	293,800	341,100	260,100	290,500	311,100
91	246,900	294,100	341,600	261,300	290,700	312,300
92	247,300	294,500	342,000	262,500	290,900	313,500
93	247,600	294,700	342,200	263,500	291,300	314,300
94		294,900	342,600	264,600	291,500	315,000
95		295,200	343,100	265,600	291,700	315,700
96		295,600	343,500	266,600	292,000	316,300
97		295,800	343,700	267,600	292,400	317,000
98		296,100	344,100	268,800	292,700	317,300
99		296,500	344,500	269,900	292,900	317,900
100		296,900	344,800	270,800	293,200	318,600
101		297,100	345,100	271,800	293,500	319,000
102		297,400	345,500	272,900	293,700	319,600
103		297,800	345,900	274,000	293,900	320,200
104		298,100	346,300	275,000	294,200	320,800
105		298,300	346,800	275,800	294,500	321,200

106		298,600	347,200	276,900		321,700
107		299,000	347,600	278,000		322,200
108		299,300	348,000	279,100		322,700
109		299,500	348,500	280,000		323,100
110		299,900	348,900	281,100		323,500
111		300,300	349,200	282,100		323,800
112		300,600	349,500	283,100		324,100
113		300,800	350,000	283,800		324,500
114		301,000		284,700		324,900
115		301,300		285,600		325,300
116		301,700		286,700		325,600
117		301,900		293,300		325,800
118		302,100		295,100		326,100
119		302,400		296,800		326,500
120		302,700		298,600		326,700
121		303,100		300,000		326,900
122		303,300		301,700		327,200
123		303,600		303,300		327,500
124		303,900		304,800		327,800
125		304,200		306,300		328,000
126				307,900		328,300
127				309,500		328,700
128				311,200		328,900
129				312,200		329,100
130				313,600		329,300
131				315,000		329,700
132				316,500		329,900
133				317,600		330,200
134				319,100		330,600
135				320,500		331,000
136				321,900		331,400
137				323,500		331,700
138				324,700		332,100
139				326,000		332,500

140				327,200		332,900
141				328,300		333,200
142				329,200		333,600
143				330,300		333,900
144				331,400		334,300
145				332,500		334,600
146				333,600		335,000
147				334,600		335,400
148				335,600		335,800
149				336,600		336,100
150				337,600		336,500
151				338,600		336,900
152				339,600		337,300
153				340,500		337,600
154				341,500		
155				342,500		
156				343,500		
157				344,400		
158				345,300		
159				346,200		
160				347,000		
161				347,800		
162				348,600		
163				349,400		
164				350,100		
165				350,800		
166				351,600		
167				352,400		
168				353,100		
169				353,800		
170				354,500		
171				355,200		
172				355,900		
173				356,500		

174				357,000		
175				357,500		
176				358,000		
177				358,400		

備考

- 1 行政職の欄は、他の欄の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 技能労務職の欄は、用務員、運転業務員、調理補助員、調理員及びごみ収集業務従事員に適用する。
- 3 医療職(2)の欄は、病院等に勤務する管理栄養士、作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士に適用する。
- 4 医療職(3)の欄は、病院等に勤務する保健師及び看護師に適用する。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
行政職	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務若しくは専門的な知識、技能、経験等を必要とする職務
	2級	特に専門的な知識、技能、経験等を必要とする職種
	3級	英語指導助手の職務
技能労務職	1級	用務員、運転業務員、調理補助員、調理員又はごみ収集業務従事員の職務
医療職(2)	1級	病院等に勤務する管理栄養士、作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士の職務
医療職(3)	1級	病院等に勤務する保健師又は看護師の職務

第50号議案 要旨

加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定（要旨）

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、一般職非常勤職員として位置づけられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることを受け、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため条例を制定するものである。

2 制定内容

- (1) 会計年度任用職員の給与について定めること。（第2条及び第25条関係）
- (2) フルタイム会計年度任用職員の給料について定めること。（第3条～第8条関係）
- (3) フルタイム会計年度任用職員の手当について定めること。（第9条～第15条関係）
- (4) パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めること。（第16条～第23条関係）
- (5) パートタイム会計年度任用職員の期末手当について定めること。（第24条関係）
- (6) パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めること。（第26条及び第27条関係）
- (7) 給与から控除できるものについて定めること。（第28条関係）
- (8) 給与等の口座振込みについて定めること。（第29条関係）

3 施行期日 令和2年4月1日